

火災等被災者支援制度 のご案内

高根沢町社会福祉協議会

日本赤十字社栃木県支部高根沢町分区
栃木県共同募金会高根沢町支会

〒329-1207高根沢町大字花岡72-2（麒麟体育館内）

☎028-908-4777

被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

本書は、被災後の生活再建の一助となるよう、各種支援制度に関してまとめた資料です。

全ての手続き・制度を掲載したものではありませんが、各支援等を受ける際の参考としてご活用ください。

目次

- 災害救護物資の交付・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 救援物資の内容・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 災害見舞金の交付・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 食料・日用品の支給・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 生活資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 各種相談窓口・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 災害見舞金請求書（参考①）・・・・・・・・・9
- 救援物資交付確認書（様式②）・・・・・・・・・10

- 社会福祉協議会では、下記被災者に対し日本赤十字社栃木県支部の救援物資及び弔慰金を交付しています。

《日本赤十字社栃木県支部災害救援物資等取扱要綱》

（１）交付対象

- 町内在住で、暴風・竜巻・豪雨・豪雪・洪水・崖崩れ・土石流・地震・噴火・地滑りその他の異常な自然現象又は、火災若しくは爆発など前記を起因とする災害により、住家（アパート、寄宿舎等を含むが、会社、工場、店舗等住家は対象としない）が全焼、全壊、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受けた方、または避難が必要となった方。

※故意による人為的災害は対象としない。

（２）交付基準

①全壊・全焼・流失・半壊・半焼

家族数	毛布	布団	緊急セット
1人から4人	1人あたり1枚	1人あたり1組	1個
5人以上	〃	〃	2個

②床上浸水・避難所等に避難

毛布	緊急セット
1人あたり1枚	1世帯あたり1個

◎救援物資は、社会福祉協議会を通して交付します。

※被災直後において物資未受領の場合は被災日から1ヵ月以内の申出に限り交付対象とします。後日お送りする「救援物資交付確認書（参考②）」をご提出ください。

※また、物資の返却を希望する場合は被災日から1ヵ月以内の未使用品（未開封）に限り本会が回収します。使用済み品は被災者の責任において処分をお願いします。

（３）弔慰金

救援物資の支給対象となる災害が原因で、24時間以内に亡くなられた方お1人につき1万円の弔慰金をご遺族に交付しています。

※災害救助法が適用される災害は対象となりません。

救援物資の内容

布団(敷布団・掛布団、枕)※掛布団のシーツはありません



毛布



緊急セット

衛生用品、歯ブラシ、タオル、ゴミ袋、スプーン、コップ、洗濯バサミ、
ポケットティッシュ、ウェットティッシュ、包帯、ゴム手袋、三角巾、
懐中電灯、単4電池、ラジオ、ロープ、軍手



※物資未受領の場合は被災日から1カ月以内の申出に限り交付対象とします。

後日本会からお送りする「救援物資交付確認書（参考②）」をご提出ください。
※また、物資の返却を希望する場合は被災日から1ヵ月以内に未使用品（未開封）に限り本会が回収しますのでご連絡ください。※使用済み品は被災者の責任において処分をお願いします。

災害見舞金の交付 赤い羽根共同募金



- 社会福祉協議会では、下記被災世帯に対し栃木県共同募金会の災害見舞金を交付しています。

《栃木県共同募金会緊急配分資金規程第9条》

（１）交付対象

- 地震・風水害等の災害より、現に居住する家屋が全壊又は流失或いは半壊、床上浸水等の被害を受けたとき
- 火災により、現に居住する家屋が全焼或いは半焼したとき
- 地震・火災・風水害等の災害により死亡したとき

（２）交付基準

被害の種別	単位	見舞金額	付記
家屋の全焼	1 世帯	10,000円	・ 現に居住する家屋とする ・ 地震等の被害と重複しないものとする
家屋の流失 又は全壊	1 世帯	10,000円	・ 現に居住する家屋とする
家屋の半焼・半 壊・床上浸水	1 世帯	5,000円	・ 現に居住する家屋とする
死亡	1 人	10,000円	

（３）請求方法

- 後日お送りする「災害見舞金請求書（参考①）」を被害の種別が分かり次第（被災から1ヵ月以内）ご提出ください。

見舞金は現金または口座振込により社会福祉協議会を通して交付します。

※災害救助法が適用される災害は対象となりません。

食料・日用品の支給



- 社会福祉協議会（フードバンク）では、一般家庭や企業などから寄せられた食料品を支援が必要な方に無償で提供する活動を行っています。

（１）対象となる方

一時的・緊急的な食料が必要な方

（２）内容

米・おかず類の詰め合わせをお渡しします。【無料】

※必要に応じて日用品も提供しています。（生理用品もあり）

※備蓄状況によって、十分な支援を提供できない場合がございます。



（３）利用方法

社会福祉協議会または健康福祉課にお越しください。

①高根沢町社会福祉協議会 ☎ 028-908-4777

高根沢町大字花岡72-2キリン体育館

②高根沢町 健康福祉課 ☎ 028-675-8105

高根沢町石末2053

※来所できない場合は、電話にてご相談ください。

※ご利用の際、必要に応じて生活状況の確認をさせていただきます。

生活資金の貸付

- 社会福祉協議会では、緊急的かつ一時的に生活維持が困難となった世帯への貸付制度を行っています。

（１）生活福祉資金

《災害に関連する資金例》

- 火災等被災によって生活費が必要なとき（上限10万円）
- 災害を受けたことにより臨時に必要な経費（上限額150万円）
- 住居の移転等に必要な経費（上限50万円）

《対象世帯》 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

※世帯の自立を支援するための貸付制度で、申込みにあたっては、
世帯全体の状況を把握させていただく必要があります。

※「貸付が自立のための支援になる」と判断された場合に対象となります。

詳しくは、栃木県社会福祉協議会HPをご確認ください(下記QR)



《相談・申込窓口》

高根沢町社会福祉協議会 ☎ 028-908-4777

高根沢町大字花岡72-2キリン体育館

※相談を希望される場合は、一度電話でご相談ください。

《本制度に関するお問合せ》

栃木県社会福祉協議会 福祉資金課 ☎ 028-643-3385

各種相談窓口

- 社会福祉協議会が設置するその他の相談機関を紹介します。

（１）弁護士による無料法律相談

町民を対象とした相談会です。弁護士による専門的で適切な助言指導を行います。

- ◆開催日 奇数月の第２金曜日（※都合により変更になる場合があります）
- ◆時 間 ９時30分~12時（※１人30分まで）
- ◆場 所 図書館中央館
- ◆申込み １か月前から電話または来所にて申込み（※定員になり次第終了）
- ◆定 員 ５人

（２）民生委員・行政相談委員・人権擁護委員による相談会

民生委員、行政相談委員、人権擁護委員が相談員となり、生活上の悩みごと等に誠実に対応します。

- ◆開催日 お問合せください
- ◆時 間 ９時30分~12時
- ◆場 所 エコハウスたかねざわ
- ◆申込み 事前申し込み不要（※来場者多数の時はお断りする場合有り）

（３）社会福祉協議会地域支えあいセンターまるっとの総合相談

相談先のわからない困りごとに適切な相談先を紹介します。また、相談者だけでは解決できない困りごとを様々な機関と連携しながら解決に向けていくお手伝いをします。

- ◆営業日 祝日を除く月曜日から金曜日
- ◆時 間 ８時30分~17時15分
- ◆場 所 キリン体育館
- ◆申込み 事前申し込み不要

《問い合わせ先》

高根沢町社会福祉協議会

地域支えあいセンターまるっと ☎ 028-612-3440

高根沢町大字花岡72-2キリン体育館

災害見舞金請求書（参考①）

後日、ご指定の住所宛てに送付いたします。
被災から1ヵ月以内にご提出ください。

災害見舞金請求書			
令和 年 月 日		高根沢町社会福祉協議会長 様	
(請求人)			
住 所	〒 -		
氏 名	④		
電 話			
次のとおり災害見舞金を請求します。			
発生日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時頃		
被害区分	該当するものに○で囲んでください。 ①家屋の全焼 ②家屋の流失又は全壊 ③家屋の半焼・半壊・床上浸水 ④その他 ()		
世帯構成	氏 名	世帯主との 続柄	備 考
請求金額	円 被害区分（上記）①～②10,000円 ③5,000円		
見舞金等 受領方法	☐ 現金 (受領) 令和 年 月 日 氏名 ④ ☐ 口座振込（次の欄に記入してください）		
	金融機関名	銀行・農協・() 支店	
	※ゆうちょ銀行の場合は 店番を記入してください	店 番	
	預金種別	普通・当座・その他	
	口座番号		
	口座名義人	フリガナ	

救援物資交付確認書（参考②）

【救援物資を受け取っていない世帯】

後日、下記書類をご指定の住所宛てに送付いたします。
交付の有無について被災から1ヵ月以内にご提出ください。

救援物資交付確認書

令和 年 月 日

高根沢町社会福祉協議会長 様

住 所	〒 ー
氏 名	
電 話	

該当する□にチェックをしてください。

☐ 次のとおり救援物資の交付を希望します。

- (1)種類 ☐ 布団（ 組）
 ☐ 毛布（ 枚）
 ☐ 緊急セット

(2)受取希望日時（第3候補までご記入ください）

① 月 日 時 分～ 時 分

② 月 日 時 分～ 時 分

③ 月 日 時 分～ 時 分

※配達可能日時（平日9時～17時）

(3)配送場所（上記と異なる場合）

☐ 救援物資の交付を希望しません。

※本確認書は、交付の希望有無に関わらずご提出いただきますよう
よろしく願いいたします。